

令和6年度 第1回芦屋市美術品収集委員会 会議録

日 時	令和7年1月21日（火） 14：00～16：00
場 所	芦屋市立美術博物館 講義室
出 席 者	委員長 中井 康之 委員長代理 平井 章一 委 員 菅谷 富夫 委 員 飯尾 由貴子 委 員 柏原 由紀
事 務 局	国際文化推進室長 田嶋 修 国際文化推進課係長 中村 達也 国際文化推進課主査 竹村 忠洋 芦屋市立美術博物館 館 長 石井 茂 学芸員 山本 剛史 学芸員 大槻 晃実 学芸員 川原 百合恵
欠 席 者	なし
会議の公開	☒ 非公開 ☐ 一部公開 ☐ 部分公開 審議内容に非公開情報（個人に関する情報）が含まれているため。

議題

- (1) 収蔵美術品の審議
- (2) その他

内容

- 1 開会
- 2 国際文化推進室長のあいさつ
- 3 委員出欠確認
- 4 会議の成立

委員定数5人中、5人の委員が出席しており芦屋市美術品収集委員会規則第4条第2項により、会議は成立。
- 5 会議の公開について

（中井委員長）

それでは、本日の次第に従いまして、ただ今から議事に入ります。初めに、この委員会について公開又は非公開にするかについて協議します。事務局から説明をお願いします。

（事務局：中村係長）

収集委員会を始め、芦屋市の附属機関は条例や規則で公開することができないと規定されているもの以外は、芦屋市情報公開条例第19条の規定に基づき、公開が原則となっております。

非公開とすることができる場合は、非公開情報（個人情報等）が含まれる場合や、公開することにより公正または円滑な審議ができない場合に限られます。また、会議録につきましても、ホームページで公開いたしますので、よろしくお願いします。公開により、皆様の発言が制約されるものではございませんので、率直なご発言をお願いします。

（中井委員長）

本日の委員会は、議事内容に寄贈者の個人に関する情報が含まれていますので、非公開にしたいと思いますがご承認いただけますでしょうか。

＜全委員、異議なし＞

それでは本日の会議は、非公開とさせていただきます。

◆議事内容は個人情報が含まれている為、非公開に決定。

6 審議内容

（1）収蔵美術品の審議について

（中井委員長）

それでは、「2 議事等（1）収蔵美術品の審議」に移ります。
事務局から説明をお願いします。

（事務局：中村係長）

今回審議していただく作品は、別紙のとおりです。本市と致しましても、当館にぜひ収蔵し、活用したいと思い提案させていただいたものです。

それでは詳しくは、担当学芸員から説明をさせていただきます。

○作品を見ながら学芸員より説明を受けた後、審議。

(中井委員長)

今、5作家11作品を拝見していただきましたが、1作家ごとに審議をさせていただきます。まず大石輝一さんの3作品についてご意見をお願いいたします。

(中井委員長)

大石輝一さんは、阪神間において文化的に大きな役割を果たしたという背景を持ち、先ほど拝見した作品は、芦屋に関係するような作品が含まれています。いずれの作品も大石輝一さんの特徴を大きく表わした作品とお見受けしますので、ぜひ収集されるのがよろしいかと思いますがいかがでしょうか。

＜全委員、異議なし＞

(中井委員長)

続きまして、片岡真太郎さんの作品2点、ご意見ありますでしょうか。

(飯尾委員)

片岡真太郎の作品は、7、8年前に兵庫県と当館も大量に受贈しており、長らくご遺族の方が手放さず持っておられたという事なので、「古い城」は1950年代の貴重な作品だと思います。「岬」も後年叙情的な感じになっていきますが、素晴らしい叙情的な作品として、収集に関しては良いと思います。

(中井委員長)

この片岡真太郎の作品、それぞれの時代の特徴が出ていると思います。こちらで所蔵されているものが、比較的具象に偏っているとすれば、「古い城」が抽象的で、「岬」がその中間期の作品になると思いますので、収蔵されたら良いかと思っています。

＜全委員、異議なし＞

(中井委員長)

それでは、次の三島喜美代さんの作品について、ご意見をお聞かせください。

(飯尾委員)

作品としては、三島先生がずっと追加されてこられたものを象徴する作品になっています。

(中井委員長)

作品自体は、素晴らしい作品だと思いますので、ぜひ収蔵されたら良いかなと思います。

＜全委員、異議なし＞

(中井委員長)

続きまして、山村幸則さんの作品について、ご意見ありましたらお願いします。

(菅谷委員)

映像作品ということで、この作品自体が芦屋の土地を前提に作られており、こちらの美術博物館でも展示したことがあるという事なので、展覧会を機会に収蔵するというのは、美術館としては、あるべき姿だと思いますので、ぜひ収集されたら良いと思います。単に芦屋の名所という事だけでなく、単にパフォーマンスの記録ということだけでなく、色々な視点を持って全体を構成している映像作品として、魅力があると思いますし、この美術博物館ゆかりの作品という事で収蔵されるのが良いと思います。

(中井委員長)

私もこちらで開催された展覧会の作品が、収蔵されるのは、正しい形だと思いますので、収蔵されるのが良いと思います。参加型映像作品という新しいタイプの作品を収蔵されるという事で、美術博物館の収集の幅の広さが見えてきて収蔵されるのが良いと思います。

(中井委員長)

続きまして、渡辺信子さんの作品について委員からご意見をお願いします。

(中井委員長)

以前からこちらで収集されている作品に加えて、初期作品と近年の代表的な作品を収蔵されるのは、良いやり方だと思います。特に初期作品は、具体の影響も見ることができ、この美術博物館との関わりも見えてきて良いセレクションだと思います。

(菅谷委員)

芦屋市展にも参加していたという事で、この作家の展開なども分かる形で、収集も良いかなと思いますし、この美術博物館に収集されるに相応しいと思います。

（平井委員長代理）

初期作品は、写真で観るより、実物で観たら良い作品だと思いました。つながりもその後の作品への展開も原点としてもとても面白いと思います。

（中井委員長）

はい。以上で今日拝見しました 5 作家 11 作品、すべての作品を美術博物館に収蔵することで、異議がないということでよろしいでしょうか。

＜全委員、異議なし＞

◆審議の結果、事務局提案作品を収蔵することに決定。

（中井委員長）

本日の議事はこれですべて終わりました。本日は、これで委員会を終了いたします。ありがとうございました。

7 閉会

以 上